

札幌市中小企業DX加速化・賃上げ促進緊急支援業務に係る質問と回答について

No	記載箇所	質問内容	回答
1	3業務の目的	新設する「札幌市中小企業 DX加速化補助金(仮称)」及び「IT導入補助金自己負担額補助金(仮称)」の補助要綱の策定はいつ頃を予定されていますでしょうか。	現在のところ、令和8年4月内には策定・公表する予定です。 なお、「IT導入補助金自己負担額補助金(仮称)」については、現時点で次年度の国要綱が未公表であるため、国要綱の公表時期によって後ろ倒しになる可能性もあります。
2	4業務概要	架電対象:約50,000社(市内中小企業想定数)について、「市内企業」の要件について教えてください。	札幌市内に本社を持つ企業等の数(経営主体が札幌市内にある個人経営者も含む)が要件となります。
3	5業務詳細(1)	少なくとも46,000社程度のリストを用意し架電する必要がありますが、IT導入補助金の申請上限 460件を達成した場合も、リスト全件への架電は必須でしょうか?(仕様書からは必須と読み取れます が、念のため確認いたします。)	リスト全件への架電は必須となります。 なお、架電時点で伴走支援の予約が 460件に達した場合は、ポータルサイトに掲載する本市の中小企業支援関連施策のほか、別途委託者から提供される国補助金や他の伴走支援機関について案内していただくことになります。
4	5業務詳細才	事務局開設に時間を要した場合などを想定してのご質問です。 架電開始日を令和8年4月1日から遅らせることは可能でしょうか。 架電完了時期の同年6月末は必須要件でしょうか。	本事業のスケジュールは相当タイトであるため、6月末の架電完了は必須となります。 開始日を遅らせる場合は6月末までの架電完了可能であることを事前に明示していただく必要があります。
5	企画提案書作成要領(4)留意事項イ	「原則として業務の再委託は認めないが、仮に再委託を予定している場合は、その旨を明記し、当該再委託の必要性、再委託範囲、再委託する業務内容を記載すること。」とありますが、再委託先に求められる基準として、プライバシーマーク等の認証系の提出や、再委託先から本事業に従事予定の従業員名簿、再委託先の様式5個人情報取扱安全管理基準適合申出書などの提出が必要かどうかご教示いただけますと幸いです。	再委託先についても、「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」「必要書類」の提出が必要になります。
6	仕様書5業務詳細(1)架電掘り起し・6その他特記事項(1)イ受託者の責務	「6その他特記事項(1)イ受託者の責務」にて、「WEBマーケティングやセミナー開催等の自主的な提案含め」とありますが、例えばセミナーを開催したとして、その後の後追い架電を「架電1回」としてカウントすることは可能なのでしょうか。基本としてリスト全件への架電は必須とされていることを踏まえてのご質問でございます。ご教示いただけますと幸いです。	架電掘り起しについては、令和8年4月1日から6月末までに架電を完了させること、と仕様書に記載しております。セミナー開催後の後追い架電が上記の期間内に実施可能であれば、「架電回数」としてカウントすることは可能ですが、以下の条件を満たす必要があります。 <条件> ・単なるお礼やセミナーに関するアンケート等ではなく、仕様書「5(1)ウ」に定める案内内容及びスクリプトに沿った内容であること ・仕様書「5(1)イ」定める通り、後追い架電についても通常架電と同様に架電ログ(架電日時、通話時間、忾対者、会話内容)をシステム等で管理し、委託者が隨時確認できるようにすること
7	仕様書5業務詳細(3)(5)	市上乗せ補助金、市DX加速化補助金に関する申請支援および審査業務における、「審査業務」という部分に関してですが、審査基準等は札幌市様よりご教示いただけるものあるいは、札幌市様と受託者で協議のうえ決定していくものという認識で相違ございませんでしょうか。(2/2追記)	お見込みの通りです。 審査基準等は、現在札幌市で作成中のため受託者が決定した際には協議の上事業を実施する想定です。
8	資格審査に関する様式別紙3-2個人情報取扱安全管理基準適合申出書	当該資料において、本事業に係る従業者名簿の提出と記載があり、必須と認識しておりますが、資料提出時点から、組織体制の変更を含むやむを得ない事情で対応できる人員が変更となった場合、どのような対応が可能ででしょうか。 また、入札参加資格申請時点で一部業務に関してグループ会社利用や再委託を予定している場合、そこに係る人員に関しても名簿化してご提出する必要がありますでしょうか。(2/2追記)	書類提出時点から変更があった場合には、契約締結前後関係なく、速やかに変更後の書類を提出してください。 入札参加資格書類提出時点で、必要書類が揃えられない又は詳細が確定していない場合は、事前に担当部署までその理由と提出可能時期を連絡した上で、現時点で提出が可能な書類を提出してください。 仕様書に記載の通り再委託は基本的に禁止しておりますが、再委託をする場合には、①再委託先が本市の定めている「個人情報取扱安全管理基準」に適合しているか、②再委託内容が承諾可能な内容か、の確認が必要となります。 再委託前提で企画提案を行う場合には、①の確認のため入札参加資格書類の審査終了後、入札書・企画提案書の提出締切までに、再委託者の「個人情報取扱安全管理基準適合申出書・添付書類」を提出してください。 なお、再委託者の個人情報取扱安全管理基準に関する書類の内、締切までに揃えられないものがある場合は、事前に担当部署までその理由と提出可能時期を連絡した上で、現時点で提出可能な書類を提出してください。 また、②の確認のため、落札者決定後「再委託承認申出書」を提出してください。なお、①②ともに契約締結前に実施する必要があることから、①の揃えることが出来なかった書類、②の「再委託承認申出書」とともに、速やかに提出してください。
9	企画提案書作成要領(4)留意事項イ	弊社では札幌市内にて提携している地元金融機関があり、当該金融機関からIT導入補助金の活用を発端とした業務効率化ならびに賃上げニーズのあるクライアント様に関するご相談をいただくこともございます。こうした市内金融機関との連携について、本事業の目的をブレさせないことを前提とした協力をしていくことは可能でしょうか。(2/2追記)	本事業の目的に資するものであれば可能です。実施可否は、提案内容により判断させていただきますので、連携の必要性や具体的なスキーム、個人情報の観点(紹介を受ける際の本人からの同意等)等について提案書に明記してください。
10	告示2(4)及び入札説明書3(4) 業務仕様書4及び6(1)ア	・告示及び入札説明書では、入札は「総価及び単価で行う」となっている(入札書様式及び契約書様式も同様)。 ・一方、業務仕様書では、契約方式として「総額」とし、また、本業務の契約金額は「固定経費」と「単価経費」の合計となってい る。 ・この場合の「総価」「総額」「固定経費」は同一の経費を指すと理解して宜しいか。	お見込みの通りです。 なお、業務仕様書の契約方式には「総額契約と単価契約を併せた契約とする」と記載しております。
11	業務仕様書5(8)	・最終報告書(実績報告書)の添付書類として、単価契約ごとの取組の挙証書類全てを提出する必要があるのか伺う。	原則として、単価精算の対象となる全件分について、各フェーズの完了を証明する書類と完了に至るまでの伴走支援や審査の実態を示す書類の提出が必要です。 本業務は実績精算方式を採用しており、単価契約の支払いは「完了要件」を満たした件数に基づいて行われます。(※成果に至らない場合についても「準完了要件」を満たした場合も支払いが行われます) 履行検査において、完了・準完了要件に該当することが確認できるよう、適切な書類の準備をお願いいたします。
12	業務仕様5(1)	架電掘り起し(アウトリーチ業務)について ナビダイヤル(0570)の使用は可能でしょうか。(2/2追加質問)	使用は認められません。 本業務は、市の公的支援事業として市内中小企業全数規模に対し能動的に働きかける「アウトリーチ(ブッシュ型支援)」を主眼といたします。架電先(市民・企業)に対して通話料の負担を強いナビダイヤルの使用は、公的事業への協力や相談の心理的ハードルを上げ、本業務の目的である「大規模な掘り起し」を阻害する恐れがあるため、通常の電話番号(市外局番またはフリーダイヤル等)を使用してください。

13	業務仕様書 P3 (2)イ支援内 容の想定	IT導入補助金獲得のための伴走支援(フェーズ 1)における支 援(1社あたり5回まで)において、1回あたりの支援想定時間なら びに支援方法(オンライン／訪問)に指定はありますか？	支援時間、支援方法とともに厳格な指定はございませんが、過去に本市で実施した類似事業では、1回あたりの時間が30分から1時間程度であり、類似事業よりも短期間・少ない回数での支援となるため同様またはそれ以上の時間が必要であると想定して おります。 また、本業務の「完了」は回数の消化ではなく、フェーズ 1であれば「IT導入補助金の申請完了」、フェーズ 2であれば「市DX加速化補助金の申請完了」をもって定義され ます。単なる打ち合わせの実施ではなく、仕様書に定める「DX推進計画策定」や「合意形成」などの成果(プロセス)が着実に進捗するよう、企業の準備状況に応じた柔軟かつ効果的な支援(訪問・オンライン問わず)を提案してください
14	業務仕様書 P3 (4)イ支援内 容の想定	市DX加速化補助金獲得のための伴走支援(フェーズ 2)におけ る支援(1社あたり3回まで)において、1回あたりの支援想定時間 ならびに支援方法(オンライン／訪問)に指定はありますか？	上記の回答をご覧ください。
15	業務仕様書 P3 (2)イならびに (4)イ支援内 容の想定	伴走支援の対応を行うにあたり、専門家に委嘱する場合、再委 託とみなされますか？再委託に見做される場合、委嘱に伴う謝 金も再委託費に含まれますでしょうか。再委託費の割合制限が あれば、合わせてご教示ください。	受託者(契約当事者)に雇用されていない外部の専門家や個人コンサルタント等に 業務を委託する場合は、原則として「再委託」に該当します。再委託を行う場合には、 事前に市の承諾を得る必要があります。 再委託に関する手続きは、質問8に対する回答をご確認ください。 専門家への謝金等については、再委託費として計上可能です。 再委託費の割合制限はありませんが、仕様書に記載の通り、原則として業務の再委 託は認められていないため、再委託が必要な場合は企画提案書において、その必 要性、範囲、内容を明確に記載してください。
16	業務仕様書 P3 (2)イならびに (4)イ支援内 容の想定	伴走支援の専門家として、認められない要件があればご教示く ださい。また、IT導入補助金で取り入れられている「IT導入支援 事業者」のようにITベンダー業者を伴走支援の専門家として含 めることは差し支えないでしょうか？	専門家の要件について、具体的な欠格要件の定めはありませんが、仕様書に記載 された「DX推進計画策定」や「デジタライゼーション以上の変革に向けた助言」を適 切に遂行できる専門的知見を有していることが必須です。 ITベンダーの参画について、ITベンダーを専門家として含めること自体は妨げません が、本業務の専門家(伴走者)には、特定の製品に偏らない中立的な立場から企業 の課題を抽出し、計画を合意形成することが求められます。ITベンダーを専門家とす る場合には、企画提案書において「中立性を担保するための具体的な手法・行動規 範」を明確に記載してください。
17	業務仕様書 P3 (3)(5)	審査業務において、伴走支援対象／補助金の交付決定等の 通知は、受託者の業務に含まれますでしょうか？業務に含まれ る場合、通知書の送付方法に指定はありますか？	本事業に関連する「IT導入補助金自己負担額補助金(仮称)」と「市 DX加速化補助 金(仮称)」の交付決定に関する通知は札幌市が行います。